

伊勢市産業支援センター 食の開発事業「食開発スペース」の利用要領

1. 趣旨

伊勢市産業支援センター（以下「センター」） 食の開発事業「食開発スペース」（以下「スペース」という。）における設備利用の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 施設・設備機器・調理器具

スペースにおいては、別表に定める設備機器・調理器具を利用できるものとする。

3. 利用対象者

スペースを利用することができる者は、本市内において地域産業の振興につながる事業をおこなっているもの及びその事業を行おうとするものとする。

4. 休業日

スペースの休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5. 利用時間

スペースの利用時間は、スペースの清掃等も含み、午前9時から午後5時までとする。ただし、センター長が特別の理由があると認めるときはこの限りはでない。

6. 利用の許可の申請

- (1) スペースの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書によりセンター長に申請しなければならない。
- (2) 利用許可申請書は、当該スペースを利用する日の2箇月前の日の属する月の初日から当該スペースを利用する日の前日までに提出しなければならない。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7. 利用の許可

- (1) センター長は、申請を受理した場合は、その利用の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を当該申請者に交付するものとする。
- (2) 利用者がスペースを連続して利用できる期間の上限は、原則として5日間とする。

8. 利用の制限

センター長は、以下のいずれかに該当する場合は、前項の申請に応じないことができる。

- (1) スペースの業務に支障がある場合。
- (2) スペースの設備機器を損傷・汚損する恐れがある場合
- (3) スペースで定めた利用要領に違反した場合
- (4) 公序良俗に反するまたは法律に違反する恐れがあると判断した場合
- (5) その他理由の如何にかかわらず、利用目的等が当スペースで行うには相応しくないと判断した場合
- (6) その他センター長が適当でないと判断した場合

9. 利用の取消

スペースの利用者が、以下のいずれかに該当する場合は、利用許可の全部もしくは一部を取り消し、もしくはその内容を変更し、又はスペース利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が本利用要領に違反した場合
- (2) 利用者がスペースを利用する権利を第三者に譲渡又は転貸したと認める場合
- (3) スペースの管理上、特に必要があると認める場合

10. 利用料金の納付

利用者は、別表に定める利用料を納めなければならない。

11. 利用者の遵守事項

スペースを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) スペースの利用は、係員の立ち会いのもと又は指示により行うこと。
- (2) 設備・器具は当該スペース内で利用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
- (3) 利用する際に持ち込む材料等は、利用許可期間中に必要なもののみとし、利用者の責任において管理すること。
- (4) スペースの利用中に設備・器具の故障その他の異常を発見したときは、速やかに係員に連絡し、指示を受けること。
- (5) 利用に当たっては、安全確認を十分に行い、作業終了後は、設備・器具の洗浄、スペースの清掃を行い、係員の確認を受けること。
- (6) 作業終了後は、試作開発した製品、持ち込んで残った材料、利用によって生じた廃棄物や加工残渣等は、利用者が全て持ち帰ること

12. 損害賠償及び免責

- (1) 利用者の責めに帰すべき理由によって、スペースまたは利用者以外のものが被った損害については、利用者が賠償の責めを負うものとする。
- (2) スペースの利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、センターに過失がない限り、センターは一切の責任を負わないものとする。直、施設は利用者の貴重品等を預からない。
- (3) 天災、火災、その他の不可抗力によってスペースの利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害についてセンターは一切責任を負わないものとする。

13. その他

この利用要領に定めるほか、スペースの利用に関して必要な事項は、センター長が別に定めることとする。

附則

この要領は、2019年6月3日から実施する。

附則

この要領は、2019年10月1日から実施する。

附則

この要領は、2021年6月10日から実施する。

別表（利用料金）

種別／時間	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）
食開発スペース	660円	880円

設備機器

冷凍冷蔵庫	急速冷凍庫	コンベクション オーブン	ベーカリー用 ホイロ
食器洗浄機	炊飯器	卓上ミキサー	I Hコンロ

調理器具

お玉	穴あきお玉	横口レードル	シリコン・木ベラ
温度計	泡だて器	茶コシ	刷毛
油こし	カス揚げ	ケーキクーラー	はかり
バット	ボウル	ザル	雪平鍋
寸胴鍋	外輪鍋	両手鍋	段付鍋
フライパン	計量カップ	計量スプーン	やかん
さいばし	トング	ピーラー	パイカッター
まな板	スケッパー		

スペース内に設置されている設備機器および、調理器具は施設利用料に含まれるため、別途利用料はかかりません。

但し、使用した調理器具、食器は元の場所へ戻してください。

※調理器具等が破損した場合は実費徴収となります。